

平成 26 年 7 月 22 日

各 位

大 阪 市

職員からの不当要求に対する取扱いについて

本市では、入札契約事務の執行にあたって、関係法令等を遵守し、常に厳正かつ適正に行うとともに、全庁的に入札契約事務におけるコンプライアンスの取組みの強化に努めてきたところです。

また、本市発注の公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約を行うにあたりましては、公正性・透明性・競争性の向上、並びに適正な契約の履行確保はもとより、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、これまで、入札契約制度の改善に取り組んできたところでございます。

しかしながら、今回、本市発注の物品購入を巡り、収賄容疑で職員が逮捕されるという、誠に遺憾な事態が発生しました。

本市では今回の事件を重く受けとめ、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件が生じることのないよう、再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

貴社におきましては、改めて綱紀粛正にご配慮いただくとともに、本市職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、契約（特記仕様書等）に基づき、その内容を記録して本市に報告することとしておりますので、社員の皆様にご周知いただくようお願いいたします。